

ID: 12

担当部署: 企画部 企画政策課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市手数料条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第73号		
【根拠条文】 (徴収の時期等) 第4条 手数料は、第2条第1項に規定する事項についての申請、交付又は閲覧の際、申請者から徴収する。ただし、多機能端末機（西東京市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、住民票等を自動で発行し、及び交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により住民票等を交付した場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。 2 手数料は、その納付後において申請事項を取り消し、又は変更しても、これを還付しない。 3 第2条第1項に規定する事項について、交付の際に送付に要する費用が生じる場合は、その実費に相当する額を同項に規定する金額のほかに申請者から徴収する。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (徴収事項及び金額) 第2条 手数料を徴収する事項及び金額は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。 2 証明事項で同一事項を2以上証明する場合は、各1通ごとに1件とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日